

## 滋賀の縁創造実践センター会員規程

第1条 この規程は、滋賀の縁創造実践センター運営要領第4条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 会員の種類は次の通りとする。

(1) 団体・法人会員

団体・法人会員は、本会の設立趣旨に賛同し、他の会員とともに本会活動の主体者として参加しようとする団体・法人とする。

(2) 個人会員

個人会員は、本会の設立趣旨に賛同し、他の会員とともに本会活動の主体者として参加しようとする個人とする。

(3) 賛助会員

賛助会員は、本会の設立趣旨に賛同し、本会活動を賛助しようとする団体等とする。

第3条 第2条各号に規定する会員のうち、会費を納入する者の年会費の金額は次の通りとする。

(1) 団体・法人会員

一団体・法人あたり一口 100,000 円

2年目以降は、一団体・法人あたり一口 50,000 円

(2) 個人会員 一口 1,000 円

(3) 賛助会員 一口 10,000 円

第4条 特別の事情のある場合には、正副代表理事会議に諮り、会費を免除することができる。

第5条 会員が次の各号に該当する場合は退会したものとする。

(1) 退会申出書の提出があったとき

(2) 解散または死亡したとき

第6条 会員がその年度途中で退会した場合等、一旦納入された会費は返還しないものとする。

付則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。